○東北地方整備局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十七日　東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	青森市大字筒井字八ツ橋九番一から同市大字後潟字前橋七番一三まで	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年七月二十七日

○中部地方整備局告示第百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十七日から二週間中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十七日　中部地方整備局長　富田　英治

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　一号
(三) 指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
三島市三恵台三四番六から沼津市岡宮字上松沢一三九七番一まで	九・五〇～一八・一〇メートル	九・四八二キロメートル

(四) 指定する期日　平成二十一年七月二十七日

○中部地方整備局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十七日　中部地方整備局長　富田　英治

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三島市塚原新田字舟ヶ久保一七六番一から沼津市原字女鹿塚二九二九番一まで	前	BA 一四・〇〇～一七八・五〇メートル	一六・八八〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一二・〇〇～一四・〇〇メートル 一四・〇〇～一七八・五〇メートル 二二・〇〇～三六三・〇〇メートル	九・五〇五キロメートル 一六・八八〇キロメートル 九・五〇五キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十七日　中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	三島市塚原新田字舟ヶ久保一七六番一から沼津市岡宮字上松沢一三九八番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十七日　中部地方整備局長　富田　英治

○中部地方整備局告示第百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年七月二十七日　中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第四十六号春日井都市計画都市高速鉄道事業東海旅客鉄道中央本線
三　事業施行期間　自平成八年一月九日至平成二十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

人事異動

内閣法制局

（厚生労働省大臣官房総務課企画官）厚生労働事務官　赤澤　公省
内閣法制局参事官（第四部）に昇任させる
内閣法制局参事官（第四部）　野口　尚
厚生労働省に出向させる（以上七月二十四日）

内閣府

（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　浦田　啓充
内閣府技官（経済社会総合研究所上席主任研究官）に転任させる
（国土交通省国土計画局首都機能移転企画課長）国土交通事務官　岩本　千樹
内閣府事務官（国会等移転審議会事務局首席局員）の併任を解除する
（公益認定等委員会事務局次長）
内閣府事務官　木村　順吾
総務省に出向させる
（沖縄総合事務局農林水産部長）
同　永杉　伸彦
農林水産省に出向させる（以上七月十三日）
（金融庁監督局長）内閣府事務官　三國谷勝範
金融庁長官に任命する
金融庁長官　佐藤　隆文
辞職を承認する
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　小橋　雅明
内閣府事務官（大臣官房審議官）に転任させる
（経済産業省大臣官房付）経済産業技官　梶田　直揮
内閣府技官（大臣官房審議官）に昇任させる
原子力政策担当室次長に併任する
最先端研究開発支援プログラム担当室次長に併任する
（文部科学省高等教育局主任視学官）文部科学事務官　岩瀬　公一
内閣府事務官（大臣官房審議官）に昇任させる
イノベーション推進室長に併任する
（消防庁総務課長）総務事務官　長谷川彰一
内閣府事務官（大臣官房審議官）に昇任させる
（大臣官房審議官（イノベーション担当兼科学技術政策担当兼新大学院大学企画推進室担当）内閣府事務官　岩橋　理彦
イノベーション推進室長の併任を解除する
原子力安全委員会事務局長に配置換する
（総務省自治大学校副校長）総務事務官　丹下　甲一
内閣府事務官（公益認定等委員会事務局長）に昇任させる
（財務省大臣官房政策評価審議官）財務事務官　宗永　健作
内閣府事務官（経済社会総合研究所総括政策研究官）に転任させる
（総務省大臣官房政策評価審議官）総務事務官　竹澤　正明
内閣府事務官（大臣官房）に転任させる
沖縄総合事務局長に配置換する
（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　川﨑　正彦
内閣府技官（沖縄総合事務局次長）に昇任させる